



保健室の豆本です。四月もとうとう三週目ですね。学校生活には、慣れてきましたか?新しい環境・新しい生活で、四月は体調を崩しやすい時期でもあります。少しでもいつもと違うかも、なんだかしんどいなと感じるときは、保健室を利用することも、心身の健康を保つための手段の一つです。今日は、保健室の利用の仕方について紹介します。

## 【保健室の利用の仕方】

学校でのルールがあるように、保健室にも利用の仕方についてルールがあります。みなさんがころよく保健室を利用できるようにルールを守りましょう!



保健室に来るときは、担任や教科の先生に「保健室に行ってきます。」と声をかけましょう。入室する際は、学年組名前を言ってくると助かります。

保健室での休養は原則出来ません。ただし、休養すれば回復するなど理由がある場合は、最高1時間まで休養できます。

保健室に来たら用紙を記入してください。写しのほうを担任の先生、もしくは教科の先生に渡します。

※保健室を授業中に利用した場合、その授業は欠席などの扱いになります。できるだけ休み時間中に利用するようにしてください。

## 知っておこう

# 災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」とは、みなさんが学校での生活・活動の中でけがなどをした際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

### 給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定時間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他(学校外で授業が行われるとき、集合・解散場所への合理的な経路など)



### 給付対象となる「災害」の範囲

- ①負傷…捻挫、骨折、虫刺され、火傷など
- ②疾病…食中毒、脳しんとう、熱中症など
- ③障害…負傷や疾患が治り、後遺症が残った場合
- ④死亡…学校の管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡・突然死



負傷・疾病では、原則的に初診から治療までの間の医療費総額が5,000円以上(健康保険証を使った際の本人負担分が1,500円以上)の場合に給付対象となります。なお、申請の際には受診した医療機関で受けた証明が必要です。保護者の方には別途お知らせしていますが、みなさんもぜひ、こうした制度があることを知っておいてください。

※学校の管理下かどうか、また給付申請の如何にかかわらず、大きなけがを負ったり病気にかかったりしたときは、欠席・遅刻や医療機関への受診状況等も含め、なるべく早く学校に連絡してください。